

1 8 長 号 外  
平成 1 9 年 1 月 2 3 日

各指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者

様

各指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者

いわき市長 櫛田一男  
(公 印 省 略)

### 地域密着型サービスの自己評価・外部評価の実施等について(通知)

このことについて、平成 19 年 1 月 11 日付 18 生福第 4952 号「地域密着型サービスの自己評価・外部評価項目等の改正について」により、福島県保健福祉部長より貴事業所へ実施基準等について通知されていると存じます。

当該評価は、「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」において指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定小規模多機能型居宅介護事業所に義務付けられているものであることから、別紙「地域密着型サービスの自己評価・外部評価に係る留意事項」を確認の上遺漏のないよう実施願います。

#### 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

##### 第 72 条第 2 項

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

##### 第 97 条第 7 項

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

担当：保健福祉部 長寿介護課 介護支援係

22 - 7467

## 地域密着型サービスの自己評価・外部評価に係る留意事項

### 1 自己評価・外部評価の実施頻度

自己評価・外部評価ともに少なくとも年1回は実施すること。

注1 既に外部評価結果を公表している認知症対応型共同生活介護事業所  
これまでに実施した外部評価の公表日から1年以内に、自己評価・外部評価を実施し公表すること。

注2 開設後1年を経過しておらず外部評価結果を公表していない認知症対応型共同生活介護事業所  
開設後1年を経過する前に、自己評価・外部評価結果を実施し公表すること。  
なお、自己評価を実施していない事業所にあつては、早急を実施すること。  
また、次年度以降は注1と同様に実施し公表すること。

注3 開設後1年を経過しているにもかかわらず外部評価結果を公表していない認知症対応型共同生活介護事業所  
早急に、自己評価・外部評価を実施し公表すること。  
なお、次年度以降は注1と同様に実施し公表すること。

注4 18年度に指定を受けた小規模多機能型居宅介護事業所  
開設後概ね6ヶ月を経過した時点で自己評価を行い、開設後1年以内に外部評価の実施及び結果の公表をすること。  
なお、18年7月以前に指定を受けた事業所は、開設後6ヶ月を既に経過しているため、早急に自己評価を実施すること。  
また、次年度以降は注1と同様に実施し公表すること。

## 2 自己評価・外部評価の公開手法

次のとおり改正されているので留意すること。

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>グループホーム内の見やすい場所に備え付けて閲覧に供するとともに、利用者の家族に送付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者及びその家族への交付。 (これまででは利用者への交付は必須ではなく事業所内での閲覧でも可だった。)</li> <li>事業所内の見やすい場所への掲示、自ら設置するホームページ上へ掲載するなどの方法により、広く開示する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>重要事項説明書に添付の上、利用者又はその家族に説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更なし</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定を受けた市町村への提出。 (今回新たに追加された規定) 事業所がある市町村(いわき市)だけでなく、指定を受けている(みなし指定を含む。)全ての市町村へ提出。</li> </ul>

注 1 福島県地域密着型サービス自己評価実施基準及び福島県地域密着型サービス外部評価実施基準には規定されておりませんが、下記通知において「自己評価・外部評価の結果については、自ら設置する運営推進会議において説明すること。」とされておりますので、上記公開手法に併せて実施願います。

H18.10.17 老計発第 1017001 号 厚生労働省老健局計画課長通知  
「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 72 条第 2 項及び第 97 条第 7 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」5 - イ -

H18.5.2 事務連絡 厚生労働省老健局計画課通知  
「指定認知症対応型共同生活介護等に関する Q&A について」3 - 問 11

注 2 自己評価・外部評価のいわき市への提出については、本通知後に実施されるものより提出願います。